

## ○豊中市統計調査員の登録制度に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国又は大阪府からの委託により実施する統計調査及び豊中市が実施する統計調査に従事する統計調査員の候補者をあらかじめ登録することにより、統計調査員の任命又は推薦に係る事務を円滑に進めるとともに、統計調査員の資質の向上を図るために設ける登録調査員制度について必要な事項を定めることを目的とする。

### (要件)

第2条 登録調査員制度に登録する統計調査員の候補者(以下「登録調査員」という。)は、調査活動に従事することが可能な者であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 統計調査に理解と熱意を有し、責任を持って調査事務を遂行することができる者
- (2) 調査により知り得た秘密を守ることができる者
- (3) 警察又は税務に関係した業務に従事していない者
- (4) 公職の候補者の選挙運動に関係していない者
- (5) 原則として年齢満20歳以上である者
- (6) 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者

### (統計調査員の任命等)

第3条 市長は、統計調査員を任命し、又は推薦するときは、登録調査員からの選考を優先するものとする。なお、市長は、任命又は推薦にあたっては、調査の概要を示した上で登録調査員本人の意向を確認しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、地域的な事情その他の事由により適任者を得られない場合には、登録調査員以外の者を任命又は推薦することができる。

### (登録)

第4条 登録調査員の登録は、次に掲げる者のうち、面接等により第2条の要件を満たすと認められたものについて行う。

- (1) 統計調査員又は統計調査員経験者からの推薦を受けた者
- (2) 自治会・町内会、商店街組合、住宅団地・マンションの管理組合、農業協同組合等からの推薦を受けた者
- (3) 公募に応募した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

### (登録手続)

第5条 登録調査員の登録を受けようとする者は、統計調査員希望者登録カード(別記様式1)(以下「登録カード」という。)を市長に提出しなければならない。

### (登録期間)

第6条 登録調査員の登録期間は、登録の日から当該登録の日の属する年度の翌々年度末

までとする。ただし、再登録を妨げない。

2 前項ただし書の場合において、登録調査員本人の意思を確認するものとする。

(登録者数)

第7条 登録調査員の数は、経済センサスの基本調査区数に二分の一を乗じて得た数を常時確保するよう努めるものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録調査員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取消し、又は一時停止することができる。

(1) 登録調査員本人から登録を取消す、又は一時停止する旨の申し出があったとき。

(2) 登録調査員が、第2条に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるほか、統計調査員としてふさわしくないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取消し、又は一時停止したときは、その旨を本人に通知するものとする。

(研修等)

第9条 市長は、登録調査員が統計調査に対する理解を深め、調査活動に必要な知識等を得ることができるよう、研修を実施し、又は統計調査に関する資料等の配布を行うなど、その資質の向上に努めるものとする。

(庶務)

第10条 この要綱に係る庶務は、総務部行政総務課統計係において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。